

JSBA全日本スノーボードテクニカル選手権大会規定

競技全般についての共通規定

- 第 1 条 定義**
JSBA全日本スノーボードテクニカル選手権大会とは、複数種目を滑走し、その技術を競う競技会である。
- 第 2 条 公認**
JSBA全日本スノーボードテクニカル選手権大会は日本スノーボード協会の公認大会とする。
- 第 3 条 JSBA全日本スノーボードテクニカル選手権大会規定の適用**
-1 公認されようとする競技会は、JSBA全日本スノーボードテクニカル選手権大会規定（以下、**本大会規定と略す**）に従って、競技会を運営しなければならない。
-2 教育本部ジャッジングシステムを用いてジャッジングを行う。（別途定める）
-3 JSBA全日本スノーボードテクニカル選手権大会における実行委員会が同意した場合、本大会規定の基本的精神を越えない範囲での修正や簡易化をすることができる。
-4 その他の変更は、すべて教育本部の承認が必要である。
- 第 4 条 競技会の分類**
-1 **JSBA全日本スノーボードテクニカル選手権大会**
JSBA全日本スノーボードテクニカル選手権大会（以下、**全日本と略す**）は、JSBAが主催者となり、教育本部の主管により毎年度1回開催される。
-2 **JSBA全日本スノーボードテクニカル選手権 地区大会**
-2 -1 JSBA全日本スノーボードテクニカル選手権 地区大会（以下、**地区大会と略す**）は、地区協会が主催者となり、地区教育部の主管により毎年度1回開催される。
-2 -1 -1 教育本部の承認を得ることによって、地区大会は地区協会事情に応じて会期・会場を変更することを認める。
- 第 5 条 参加資格**
-1 **全日本**
-1 -1 教育本部が主管する全日本に参加する者は、当該年度のJSBA会員登録を終了した小学生以上の者。
-1 -2 高校生年齢以下の競技者はバッジ1級を所持していること。
-1 -3 当該年度の地区大会通過者もしくは前年度の全日本上位入賞のシード選手であること。
-2 **地区大会**
-2 -1 地区協会が主催する地区大会に参加する者は、当該年度のJSBA会員登録を終了した小学生以上の者。
-2 -2 高校生年齢以下の競技者はバッジ1級を所持していること。
-2 -3 地区大会に参加する者は所属地区に関わらず、複数地区大会へ参加することができる。ただし、定員を超える場合においては当該地区登録者の参加を優先する。
-3 **特別参加**
-3 -1 第5条-1-1及び-1-2を満たさずとも、教育本部が特に認めた者は全日本に参加することができる。
-3 -2 第5条-1-2を満たさずとも、教育本部が特に認めた者は全日本に参加することができる。
- 第 6 条 参加人数**
-1 **全日本**
-1 -1 参加人数は、教育本部が開催年度ごとに定める。
-2 **地区大会**
-2 -1 参加人数は、地区協会が開催年度ごとに定める。
- 第 7 条 競技者の分類**
-1 **部門別**
-1 -1 アルパイン(AL)カテゴリー
全日本に於いては、指定種目にて旗門などを設けてタイムを競うアルパイン競技等の特徴表現が求められる。
-1 -2 フリースタイル(FS)カテゴリー
全日本に於いては、指定種目にてエア台・ハーフパイプなどの人工構築物を用いる競技等及びグラウンドスタイル等の特徴表現が求められる。
-2 **カテゴリー**
-2 -1 次の4カテゴリーを設ける。
■アルパインカテゴリー男子の部 ■アルパインカテゴリー女子の部
■フリースタイルカテゴリー男子の部 ■フリースタイルカテゴリー女子の部
-3 全日本に於いては、全日本出場権を得たカテゴリーへのみ参加が認められる。
- 第 8 条 管理**
-1 教育本部カレンダーに発表されている各競技会は、教育本部または地区教育部によって管理される。
- 第 9 条 エントリー**

- 1 すべてのエントリーは、教育本部の定める要項を満たした書式により、定められた方法で主催者事務局まで提出されなければならない。
- 第 10 条 保険**
-1 JSBAは、大会主催者が競技者および競技役員に対し、十分な賠償責任保険を付保するように義務付ける。
- 第 11 条 肖像権**
-1 競技中における競技者の肖像権は、JSBAに帰属するものとする。
- 第 12 条 スポンサーと広告**
-1 JSBAが承認したオフィシャル・サプライヤー（公式用品供給業者）、スポンサー（後援者）は、競技会中のあらゆる映像、写真その他を、スポンサーや用具に関する広告に利用する件について、JSBAの許可を得なければならない。
- 第 13 条 公示**
-1 組織委員会は、以下の要項を、役員、競技者に事前に告示しなければならない。
■競技大会の期日 ■競技大会会場に関する事項 ■参加資格 ■参加定員 ■競技種目 ■競技方法
■競技大会のタイムスケジュール ■エントリー費 ■エントリー方法 ■エントリーの締切日 ■エントリーの申込先
- 第 14 条 公式成績**
-1 公式成績は公式掲示板に掲示され、確認の為の猶予時間を設けなければならない。
-2 公式成績掲示場所および掲示予定時間および猶予時間はライダーズミーティング時に示さなければならない。
-3 公式成績は失格にならなかった競技者の成績順に作成される。また失格者は公式成績上に記録される。
-4 2人またはそれ以上の競技者が同ポイントを得た場合の公式成績については、競技開始までに決定方法が告示されなければならない。
-5 公式成績表には、以下の事項もしくはそれと同等のものを記載しなければならない。
■競技会名 ■リゾート名称 ■主催団体名 ■実施年月日 ■種目 ■カテゴリー名 ■順位およびポイント
■競技者の氏名およびピブ番号 ■失格および種目失格および不出場競技者の氏名およびピブ番号
■競技委員長署名
- 第 15 条 競技の成立**
-1 競技の成立要件は、以下のように定める。
-1 -1 全日本に於いては、全競技種目中、50%以上の競技種目が成立していること。
-1 -2 地区大会に於いては、全競技種目中、1種目以上の競技種目が成立していること。
- 第 16 条 制裁**
-1 競技者が、本大会規定に違反した場合は、教育本部より次の制裁が与えられる。
-1 -1 悪質な競技者に対しては、競技委員長が制裁としてレッドカードを発行する。レッドカードを受けた競技者は次年度の全日本および地区大会の出場停止処分を受ける。
- 第 17 条 競技者の責務**
-1 **すべての競技者は、以下の事項を守らなければならない。**
-1 -1 本大会規定に精通し、組織委員会（以下、OCと略す）および競技委員会（以下、RCと略す）のすべての指示に従わなければならない。
-1 -2 自己の為にスノーボーダー保険、またはこれに類する傷害保険に、大会前に加入していなければならない。
-1 -3 スポンサーに敬意を表さねばならない。
-1 -4 自身の能力を以て競技を完結しなければならない。
-1 -5 薬物・アルコール等の影響下にある者の参加は認められない。
-1 -6 開会式や閉会式、ライダーズミーティングの参加に努めなければならない。正当な理由なく表彰式に出席しない場合、順位は認められるが、副賞等の権利を失う。例外的な状況の下では、他の競技者の代理による出席も認められるが、表彰台には立つことは認められない。
-1 -7 **ピブの着用**
-1 -7 -1 競技中・公式練習中・インスペクション中および表彰式中も、ピブを所定の位置に前後がはっきり見えるように正しく着用しなければならない。また改造も許されない。違反した場合は、滑走は認められない。
-1 -7 -2 ピブの配付、または返還は、OCの指示に従うこととする。
-1 -7 -3 ピブを紛失または放置した場合、滑走は認められない。
- 第 18 条 競技者の用具**
-1 全ての競技者は、競技中において、JSBA公式用品を使用しなければならない。また公式用品であっても、不当な改造は許されない。
-2 -1 流れ止めは、必ず装着しなければならない。また流れ止めはブーツまたは競技者とバインディングを連結する物でなければならない。非装着者の滑走は無効となる。
-2 -2 スタート後に不可抗力により流れ止めが壊れた場合、ペナルティーは課されない。
-3 競技者は、安全性を損なわない衣類を着用しなければならない。
-4 競技者は、バランスを取ることを目的とした用具または加減速を補助するような用具を着用したり、持つてはならない。
-5 すべての競技者はグローブを着用しなければならない。
-6 高校生年齢以下の競技者はセーフティーヘルメットの着用を義務付ける。

- 7 競技者は、競技中だけでなく公式練習中、インスペクション中において、通信機器・音楽機器・映像機器を身に着けての滑走は認められない。違反した場合失格となる。また、その行為は制裁の対象となる。

第 19 条

選手代表(RR)riders representative

- 1 競技委員長は、下記の役割を担う選手代表を選出することができる。
 -1 -1 競技委員長へ競技運営について、直接の提言を行える者。
 -1 -2 競技委員長の助言の求めに応える者。

第 20 条

サプライヤー、サービスマンおよび企業代表者

- 1 **責務**
 -1 -1 本会規定に精通していなければならない。
 -1 -2 OCに対し、サプライヤー、サービスマンおよび企業代表者の登録を行い、その後発行された許可証を競技中常に着用しなければならない。
 -2 **権利**
 -2 -1 OCまたは競技委員長によって定められた地域に立ち入ることができる。
 -2 -2 コース内、スタート・サービスエリアおよびフィニッシュ・サービスエリアには立ち入ることができない。ただし、サービスマンに関しては、その作業に従事することを目的とする場合、各サービスエリアに立ち入ることが許される。

第 21 条

組織委員会(OC)organization committee

- 1 競技会を組織しようとするものは、競技を整然と準備し、運営に責任を持つOCを競技会ごとに任命しなければならない。この委員会は次の役員から構成される。
 -2 -1 全日本に於けるOCは、教育本部によって任命され、競技会の非技術的事項を扱う下部組織と、技術的事項を扱うRCを任命する。
 -2 -2 地区大会に於けるOCは、地区教育部によって任命され、競技会の非技術的事項を扱う下部組織と、技術的事項を扱うRCを任命する。
 -3 OCの構成
 ■実行委員長 ■副実行委員長 ■実行委員 ■競技委員長 ■事務局長 ■競技会ごとに任用される委員

第 22 条

競技委員会(RC)race committee

- 1 RCはOCによって任命される。ただし、任務の兼務をしても良いが可能な限りこれ避けること。各競技会分類におけるその構成は次の通りとする。副競技委員長・主審・副審・ヘッドジャッジは適宜の任用となる。競技会の種目形態によって任用人数は異なる。

役職名	全日本に於ける任用	地区大会に於ける任用
競技委員長	教育本部	地区協会教育部
副競技委員長	教育本部	
主審	教育本部	地区協会教育部
副審	教育本部	
ヘッドジャッジ	教育本部	地区協会教育部
ジャッジ	教育本部	地区協会教育部
コース係長	OC	OC
スタート審判	教育本部	地区協会教育部
フィニッシュ審判	教育本部	地区協会教育部
コース係	教育本部	地区協会教育部
記録員	教育本部	地区協会教育部
計時計算長	教育本部	地区協会教育部
医事係長	OC	OC
器材係長	OC	OC
広報係長	OC	OC

- 2 **裁定委員会**
 -2 -1 裁定委員会は競技委員長が議長を担う。議長の推薦によってRC役員の中から候補を選び実行委員会の承認を得る。選ばれた裁定委員によって構成される。
 -2 -2 裁定委員会の委員は、第42条に基づいてなされた抗議の受任者となる。抗議受任者となった委員は速やかに裁定委員会議長に報告しなければならない。
 -2 -3 裁定委員会は開会式よりその責務を担い、閉会式後のOCへ報告後にその責務を解かれる。
 -2 -4 裁定委員会は、本大会規定に規定されていない競技運営上の問題が生じた場合、それを協議の上決定し、遂行する権利を有する。地区大会の場合はその限りになく急を要する場合には、実行委員会に裁定を委ねる。実行委員会が機能しない場合は、実行委員長・副実行委員長に委ねる。その裁定は責を問われない。
 -2 -5 裁定委員会は、第42条に基づき抗議がなされた時に招集する。
 -2 -6 裁定委員会は下記に示す役員より選定する。全日本・地区大会ともに最少5名最大7名で構成する。その構成は競技開始前に告知される。裁定は投票の多数を以って決定する。
 -2 -7 裁定委員会は、裁定に至る討議内容を議事録を作成し議長が署名する。その裁定は抗議者へ裁定結論に与えた理由と共に伝えなければならない。
 -2 -8 裁定委員の候補役職名を下記に示す。

：競技委員長：副競技委員長：主審・副審：ヘッドジャッジ：ジャッジ：コース係長：スタート審判

第 23 条

- 1 **OCを構成する役員の責務**
- 1 -1 **実行委員長**
- 1 -2 全日本に於いては、実行委員長は教育本部長がその任に就く。競技会が円滑に行われるようにすべてを統括する。
- 2 **副実行委員長**
- 2 -1 全日本に於いては、副実行委員長は教育副本部長がその任に就く。委員会の討議・決定に参加して、競技会が円滑に行われるように努める。
- 2 -2 地区大会に於いては、副実行委員長は適宜任命される。
- 3 **実行委員**
- 3 -1 全日本に於いては、実行委員は各地区協会教育部代表がその任に就く。委員会の討議・決定に参加して、全日本および地区大会が円滑に行われるように努める。
- 4 **事務局長**
- 4 -1 競技会の技術的な部門を除いた財務・医事・交通輸送・宿泊・式典・報道・その他の体制の確立と渉外を統括する。
- 5 **競技事務長・副競技委員長または主審の兼務を認める**
- 5 -1 競技会の技術的な問題に対する庶務的な仕事全般に責任がある。
- 5 -2 スタート審判・フィニッシュ審判・記録係員・コース係・放送係・パトロールの必要書類および用具を支給しなければならない。
- 6 **コース係長**
- 6 -1 競技委員長長の指示と決定に従い、コースを準備する責任があり、また競技地域の雪の状態に熟知する必要がある。
- 7 **医事係長**
- 7 -1 医事係長は適宜任命される。公開練習中および競技中、十分な救急活動に努めなければならない。
- 7 -2 コースの全域において有効な電話、または無線による連絡ができるように配慮しなければならない。
- 8 **器材係長**
- 8 -1 機材係長は適宜任命される。コースの準備および運営、通報施設その他の役員に委譲されていないあらゆる用具および必要器材の管理を担当する。
- 9 **広報係長**
- 9 -1 広報係長は適宜任命される。各種報道・記者・協賛社への対応に務める。

第 24 条

- RCを構成する役員の責務と役務**
- 1 **競技委員長**
- 1 -1 **任命**
- 1 -1 -1 競技委員長は、全日本に於いては教育本部が任命する。地区大会に於いては地区教育部によって任命される。
- 1 -1 -2 競技委員長は、全日本に於いては教育本部役員でなければならない。地区大会に於いては地区教育部役員でなければならない。
- 1 -2 **競技委員長長の責務**
- 1 -2 -1 RCの編成と統括を副競技委員長・主審・副審と協議の上、技術的問題を検討する。
- 1 -2 -2 ライダーズミーティングの議長を務める。
- 1 -2 -3 競技が円滑に運営されるように努める。
- 1 -2 -4 競技委員長長の権限内で、OCに対し助言をすることに努める。
- 1 -3 **競技委員長長の役務**
- 競技前**
- 1 -3 -1 競技開始日の、少なくとも1週間前に、当該OCと連絡をとり、予定の競技会が支障なく遂行されることを確認しなければならない。
- 1 -3 -2 競技会場の設営や準備が、競技運営上また安全上、支障がないか確認しなければならない。
- 1 -3 -3 すべての競技者の参加資格の確認。
- 1 -3 -4 資格を必要とするすべての役員の確認。
- 1 -3 -5 競技コースが想定種目に相応しいか、安全性が損なわれていないか確認。
- 1 -3 -6 救急体制の確認。
- 1 -3 -7 公開練習中は、原則競技地域内にいること。
- 1 -3 -8 ライダーズミーティングへの出席。
- 1 -3 -9 役員全員に十分な性能の有線または無線が揃っているか確認。
- 競技中**
- 1 -3 -10 競技中は、原則競技地域内にいること。
- 1 -3 -11 副競技委員長・主審・副審・ヘッドジャッジおよびRCと密に連絡を取り合う。
- 1 -3 -12 競技の組織的な運営や技術的な問題に注意する。
- 1 -3 -13 主審からの失格報告書を計時計算長と共にリザルトへの反映と確認を行う。
- 1 -3 -14 提出された抗議について、裁定委員会の召集。
- 1 -3 -15 競技委員長はセクレタリー(競技事務長)が作成した成績表に署名し、表彰式に対する認可を与える。

不測事態及び緊急事態時の権利

- 1 -3 -16 緊急の場合、とりわけ競技者の安全と危険に対する競技委員長の設定は優先する。
- 1 -3 -17 競技者に危険が高まったり、予期できない出来事や危険が発生した場合は、公開練習や競技の中止、または延期をさせる権限がある。もし実行委員会の多数が、その対策に反対であってもこの権限は実行委員会の意見より優先する。ただし、異常気象時の中断は実行委員会の多数決で決定する。そのような場合、詳細は報告書をもって教育本部に提出する。
- 1 -3 -18 競技者がコースの難しさに対処できず、競技者の個人的安全が損なわれると思った時には、競技委員長は、実行委員会にそれらの選手の、競技会参加からの除外を申し出る権利がある。
- 1 -3 -19 競技委員長の職務遂行上に必要なすべてのことで、競技委員長は、管理下の全役員およびOCのすべてから援助を要求する権利がある。
- 1 -3 -20 もし、不可抗力で、用意されたコースで競技が行われない場合は、競技委員長は、組織者が申し出る補助コースへ、競技を移す権利がある。ただし、必要な安全対策が完結していることが条件である。

副競技委員長

- 2 **任命**
- 2 -1 副競技委員長は教育本部によって任命される。
- 2 -2 **副競技委員長の責務**
- 2 -2 -1 副競技委員長は、競技委員長を補佐し競技会が安全にかつ円滑に遂行されるよう努めなければならない。適宜主審及び競技事務長を兼務しその責務を遂行する。

主審

- 3 **任命**
- 3 -1 全日本は教育本部によって、地区大会は地区教育部によって任命される。
- 3 -2 **責務**
- 3 -2 -1 主審は、競技事務長と連携し、競技会が安全にかつ円滑に遂行されるよう努めなければならない。適宜ヘッドジャッジを兼務しその責務を遂行する。
- 3 -2 -2 スタート審判・フィニッシュ審判・コース係などレース役員から即時に規定違反と失格の報告を受け、直ちに公式掲示板に失格したピブ番号と失格とした役員と時間を記入して署名の上掲示する。
- 3 -2 -3 各種目毎に失格者リストを競技委員長に提出する。

副審

- 4 **任命**
- 4 -1 全日本は教育本部によって、地区大会は地区教育部によって任命される。
- 4 -2 **副審の責務**
- 4 -2 -1 副審は、主審を補佐しその任務が円滑に遂行されるよう援助しなければならない。適宜ヘッドジャッジを兼務し、その責務を遂行する。

ヘッドジャッジ

- 5 **任命**
- 5 -1 主審・副審がヘッドジャッジを兼務することを認める。
- 5 -1 -2 全日本は教育本部によって、地区大会は地区教育部によって任命される。
- 5 -2 **責務**
- 5 -2 -1 別途定める、教育本部ジャッジングシステムを正しく運用する。
- 5 -2 -2 ジャッジ・記録員・放送係を組織的に統括する。

ジャッジ

- 6 **任命**
- 6 -1 全日本は教育本部によって、地区大会は地区教育部によって任命される。
- 6 -2 **責務**
- 6 -2 -1 別途定める、教育本部ジャッジングシステムを正しく運用する。

計時計算長

- 7 **任命**
- 7 -1 全日本は教育本部によって、地区大会は地区教育部によって任命される。
- 7 -2 **責務**
- 7 -2 -1 計時計算長は競技における得点および順位を明記し、それに責任を持たなければならない。

記録員

- 8 **任命**
- 8 -1 全日本は教育本部によって、地区大会は地区教育部によって、1コースに正記録員・副記録員の2名が任命される。
- 8 -2 **責務**
- 8 -2 -1 記録員はヘッドジャッジ(主審)の指示に従い得点を正確に記録することに努めなければならない。
- 8 -2 -2 正・副記録員の得点記録に差異が生じた場合には、ジャッジ・主審と連携しその究明にあたる。究明ならざる場合には正記録員の得点記録が採用となる。

- 9 **コース係**
- 9 -1 **任命**
- 9 -1 -1 全日本は教育本部によって、地区大会は地区教育部によって任命される。
- 9 -2 **責務**
- 9 -2 -1 コース係は、コースの保身に努め選手の安全を確保しなければならない。
- 9 -2 -2 本大会規定に則り、コースを逸脱した競技者のビブ番号を、速やかに主審に報告しなければならない。

- 10 **スタート審判**
- 10 -1 **任命**
- 10 -1 -1 全日本は教育本部によって、地区大会は地区教育部によって任命される。
- 10 -2 **責務**
- 10 -2 -1 スタート審判は、スタートに関する規則が、正確に守られているかどうか確認する。
- 10 -2 -2 スタート審判は、遅延スタートや、不正スタートに判定を下す。
- 10 -2 -3 スタート審判は、用具規定に反する違反を決め、直ちに規定で決めた方法を取る。
- 10 -2 -4 スタート審判は、補助スタート要員を用い、競技者を順序正しく召集する。
- 10 -2 -5 本大会規定に則り、スタートしなかった競技者、不正スタート・仮スタートその他の規則違反の競技者のビブ番号を速やかに主審に報告しなければならない。種目終了後には書式をもって主審に提出しなければならない。

- 11 **フィニッシュ審判**
- 11 -1 **任命**
- 11 -1 -1 全日本はJSBA教育本部によって、各地区大会は各地区教育部によって任命される。
- 11 -2 **責務**
- 11 -2 -1 フィニッシュ審判は、競技者のフィニッシュラインの通過を判定する。
- 11 -2 -2 フィニッシュ審判は、フィニッシュラインとフィニッシュエリアの保身に努める。
- 11 -2 -3 競技終了後、本大会規定に則り、フィニッシュライン不通過の競技者(DNF)のビブ番号を、速やかに主審に報告しなければならない。

第 25 条

ライダーズミーティング

- 1 主催者は、競技開始までにライダーズミーティングを開催しなければならない。
- 2 主催者は、競技方法・公式掲示板・抗議方法・天候の情報を競技者に伝達しなければならない。

競技地域に関する共通規定

第 26 条

スタートエリア

- 1 スタートエリアの管理はスタート審判の役務とする。
- 2 スタートエリアは、競技者と一般利用者の安全性を確保するために、仕切られていなければならない。
- 3 スタートラインは種目に応じて設けられる。
- 4 競技者は両足をバイディングに固定装着の状態スタートしなければならない。
- 5 競技者の先行する膝下のスタートライン到達をもってその競技者の競技の始まりとする。タイム計測が必要な種目に於いてはその限りではない。

第 27 条

滑走エリア

- 1 滑走エリアの管理はコース係の役務とする。
- 2 滑走エリアは、競技者と一般利用者の安全性を確保するために、仕切られていなければならない。
- 3 競技者は両足をバイディングに固定装着の状態滑走エリア内を滑走しなければならない。
- 4 競技者はセパレートされた滑走エリアを全身が逸脱した場合、失格となる。
- 5 種目に応じて指定された旗門を不通過した場合の処置はライダーズミーティングにて告知される。

第 28 条

フィニッシュエリア

- 1 フィニッシュエリアの管理はフィニッシュ審判の役務とする。
- 2 フィニッシュエリアは、競技者と一般利用者の安全性を確保するために、仕切られていなければならない。
- 3 フィニッシュエリアは、容易に停止できるよう、そのエリアを設定する。
- 4 フィニッシュ・ラインは、競技者が容易に確認できなければならない。
- 5 競技者は、両足をバイディングに固定装着の状態フィニッシュラインを通過しなければならない。
- 6 競技者は、両足をバイディングに固定装着されていない状態でフィニッシュラインを通過した場合、失格となる。
- 7 競技者の先行する膝下がフィニッシュライン到達をもってその競技者の競技を終えたものとする。タイム計測が必要な種目に於いてはその限りではない。

第 29 条

告知

- 1 競技地域には放送設備を設けなければならない。
- 2 競技地域には公式掲示板を設けなければならない。

競技の実施進行に関する共通規定

- 第 30 条** **ヘッドジャッジ(主審または副審の兼務を認める)**
- ヘッドジャッジの役務**
- 1 コース内役員の統括。その役員とは、スタート審判・スタート審判補助・コース係・フィニッシュ審判・ジャッジ・記録員・放送係・レースセクレタリーを指す。
- 1 -1 競技開始前にジャッジミーティングと模擬ジャッジを開催し、適正なジャッジングが行われるよう準備しなければならない。
- 1 -2 ジャッジを統括し、ジャッジングが円滑に行われるように配置する。必要があればスコアの修正をし、当該ジャッジに修正理由を伝えなければならない。
- 1 -3 ジャッジングなされた得点について最終的な責任を持ち、抗議があった場合はヘッドジャッジがその説明にあたる。
- 1 -4 ヘッドジャッジは、ジャッジには加わらないことが望ましい。ただし、緊急の場合はその限りではない。
- 1 -5 競技中、各ジャッジがジャッジングの用意が出来たことをスタート審判および記録員に伝え、競技を円滑に進行させることに努めなければならない。
- 1 -6 仮スタート・再走のスタート順を記録係と連絡を取り決定する。
- 1 -7 競技中に発生した失格者について速やかに失格表をもって告示しなければならない。
- 1 -8 各種目毎に仮スタート者・失格者などを競技委員長に報告しなければならない。
- 1 -9
- 第 31 条** **ジャッジ**
- 構成**
- 1 全日本に於いては5名、地区大会に於いては3名のジャッジで構成される。
- 1 -1 **ジャッジの役務**
- 2 ジャッジは競技者を公平に、いかなる偏見も持たずジャッジングしなければならない。
- 2 -1 ジャッジは競技者の採点に関して、ヘッドジャッジを除く他のジャッジと相談しあってはならない。
- 2 -2 ジャッジは他のジャッジの採点結果を批評および批判を口外してはならない。
- 2 -3 ジャッジは自身の責任において防寒対策を講じなければならない。
- 2 -4 ジャッジは全日本および地区大会の名称を用い、部外でのジャッジングをしてはならない。
- 2 -5 **ジャッジの配置**
- 3 ジャッジハウスは、ジャッジがコースの全体を左右均等に見渡せる位置および高さを確保しなければならない。
- 3 -1 ジャッジハウスは、十分な広さを備えていなければならない。
- 3 -2 ジャッジハウスには、ヒーター及びナイターの場合は作業に十分な明るさのライトを用意する。
- 3 -3 ジャッジハウスは正面に、コースを十分且つ左右均等に見渡せるだけの窓を設け、立ち入りが認められるのは、原則として、次の役員とする。
- 3 -4 ■ 競技委員長 ■ ヘッドジャッジおよびジャッジ ■ 主審および副審 ■ 記録員 ■ 放送係
- 3 -5 ■ セクレタリー(競技事務局長) ■ 計時計算長
- 4 **ジャッジ基準**
- 4 -1 教育本部ジャッジングシステムに基づいて行われる。
- 第 32 条** **スタート順**
- 1 スタート順は、事前に実行委員会にて抽選を行い、ローテーションを組み、ローテーション通りに行う。
- 2 各競技におけるスタート順の変更、修正は、競技委員長によってのみ決定される。
- 3 各競技種目による特別なスタート手順は、別項にて定められる。
- 第 33 条** **抽選**
- 1 抽選は、競技開始までに完了されなければならない。
- 2 抽選については、出場申し込みが適時に、かつ規定に従ってなされた競技者にのみ行う。従って規定のエントリー・フォームによって、締切日以前に組織者により受け付けられていることを条件とする。
- 3 不測の事態によって競技が延期される場合も抽選は再び行われぬ。
- 第 34 条** **スタートの手順**
- 1 スタート競技者の背後には、役員、あるいはスタートを有利にし、または邪魔をする可能性のある関係・無関係な第三者が立ってはならない。第三者の助力は禁じられる。スタート合図員は、ろうあ者に対するスタートの合図を目的とする以外は競技者に触れてはならない。
- 2 各競技種目のスタート手順はこれを別に定める。
- 第 35 条** **遅刻者**
- 1 競技者がスタート順にスタートできない競技者の当該種目は失格となる。しかしスタート審判の報告を聞いた主審がやむを得ない遅刻と判断した場合は、その遅刻は許される。ただし、個人の用具の故障、もしくは競技者の軽い病気などの理由は許可されない。
- 2 主審は、遅れてスタートさせる場合のすべての決定をするが、明確に判断できない場合、仮スタートを許してもよい。
- 3 各種目競技終了後、スタート審判はただちに次に該当する競技者のビブ番号を主審に報告しなければならない。
- 個人の理由でスタートを放棄した競技者
- 遅刻の為、スタートを許さなかった競技者
- 遅刻したにもかかわらず、正当な理由によりスタートを許した競技者
- 仮スタートを許した競技者

第 36 条	有効なスタートと不正なスタート						
-1	競技者はいかなる場合も、スタート審判の合図によってスタートしなければならない。						
-2	種目終了後、スタート審判は不正なスタートをした競技者のビブ番号を事由とともに報告する。						
第 37 条	公式発表						
-1	すべての公式発表は、公式掲示板に掲載される。公式掲示板の所在はライダーズミーティングにおいて示される。						
-2	すべての公式発表には、必ず競技委員長の署名がなくてはならない。						
-3	公式掲示板のひとつは、競技エリア内に設け、この公式発表を貼り出さなければならない。						
-4	大会本部(事務局)にも、同じくこの公式発表を貼り出さなければならない。						
第 38 条	成績発表および表彰式						
-1	公式掲示板に掲載された成績は、競技委員長の署名がない限り、非公式である。						
-2	同ポイント者が、複数の場合には実行委員会の規定により順位は決定される。						
-3	表彰式に許可なく欠席した競技者は、賞品、賞状などを受け取る権利を失う。						
第 39 条	失格						
-1	失格には全ての成績を無効にする失格と、当該種目のみを失格とする種目失格を規定する。						
-2	第5条(参加資格)、第17条(競技者の責務)、第18条(競技者の用具)に従わなかった競技者は失格となる。						
-3	不正な条件で競技に出場した競技者は失格となる。						
-4	封鎖されたコースで練習したり、役員の許可を得ずに、コース上にあるものを変更したり、公式練習や競技に関する規則に違反した競技者は失格となる。						
-5	競技中、第三者の補助を受けた競技者は失格となる。						
-6	第35条(遅刻者)、第36条(有効なスタート不正なスタート)に違反した場合は種目失格となる。						
-7	第27条-4(エリア逸脱)の競技者は種目失格となる						
-8	第28条-5(バインディングの非固定装着)の競技者は種目失格となる。						
-9	失格者の公示と確定						
-9 -1	失格者が発生した場合、失格票を公式掲示板に公示する。						
-9 -2	失格者を公示後、失格を確定しなければならない。						
第 40 条	抗議						
-1	抗議の種類						
-1 -1	他の競技者の出場またはその用具に関して。						
-1 -2	競技会中の他の競技者に対して。						
-1 -3	失格(第39条)に対して。						
-1 -4	採点記録に対して。						
-1 -5	成績発表に対して。						
-1 -6	ジャッジングに対する抗議は受け付けられない。						
-1 -7	競技会中における役員の不正に対して						
-2	抗議の方法						
-2 -1	抗議は、原則として書面を用い、供託金5,000円を添えて提出しなければならない。ただし、この抗議が認められた場合は、この供託金は返還される。						
-2 -2	示された猶予の時間外に提出された抗議は受理されない。						
-2 -3	例外として、第35条-1に関する抗議は口頭でも行えるが、供託金は必要となる。						
-3	抗議提出の締切						
-3 -1	第39条-1-1に対しては、知り得た時より公式成績掲示からの猶予時間内の受付。						
-3 -2	第39条-1-2(競技中に不正行為のあった他の競技者、または競技者の用具に対して)に対しては、知り得た時より公式成績掲示からの猶予時間内の受付。						
-3 -3	第39条-1-3に対しては、失格票公示なされた時より、公式成績掲示からの猶予時間内の受付。						
-3 -4	第39条-1-4および-1-5に対しては、公式成績掲示からの猶予時間内の受付。						
-3 -5	第39条-3-1に対しては、知り得た時より公式成績掲示からの猶予時間内の受付。						
-4	提出場所						
-4 -1	ライダーズミーティングに於いて発表された場所および裁定委員に手渡されなければならない。						
-5	抗議提出者						
-5 -1	競技者本人のみが抗議を申し出ることが出来る。						
-6	上訴						
-6 -1	裁定に不満がある場合は、当該実行委員会に対して上訴することが出来る。						
-6 -2	上訴は、裁定発表後7日以内に書面を以て提出する。						
第 41 条	規定の改廃						
	本大会規定の制定及び改廃は教育本部の議決によって決定される。また制定および改廃された場合は、理事会に報告される。						
第 42 条	<table border="0"> <tr> <td style="padding-right: 10px;">制定</td> <td>2016年1月20日</td> </tr> <tr> <td>改正</td> <td>2016年9月</td> </tr> <tr> <td>改正</td> <td>2018年3月3日 第39条以降の文章内条番号修正</td> </tr> </table>	制定	2016年1月20日	改正	2016年9月	改正	2018年3月3日 第39条以降の文章内条番号修正
制定	2016年1月20日						
改正	2016年9月						
改正	2018年3月3日 第39条以降の文章内条番号修正						